

# 新型コロナウイルス感染症に伴う主な支援メニュー《個人向け》 大井岳夫作成

2020年5月4日現在

項目	状況	名前	説明	窓口
貸付 (かり)	休業で生活が維持できない	緊急小口資金	主に休業などで緊急かつ一時的に生活の維持が困難になった場合に貸付を行う <b>上限10万円</b> （個人事業主等特に必要な場合20万円）	【社会福祉協議会】 軽井沢町 ☎45-8113
	失業で生活が維持できない	総合支援資金	主に失業などで生活の維持が難しくなった場合に貸付を行う <b>（2人以上世帯は月20万円以内、単身は15万円以内 原則3か月まで）</b>	
給付 (もら)	4月27日時点で 住民基本台帳に記載されている	特別定額給付金	<b>一律1人10万円を給付</b>	総務省コールセンター ☎ 0120-260020 応対時間9:00~18:30 (土日祝日を除く)
	子育て世帯で家計が大変	児童手当増額	今年6月支給分に <b>子ども一人あたり1万円を増額</b> <b>（手続き不要・現在支給を受けている方が対象）</b>	軽井沢町 ☎45-8672
	失業・減収で授業料が払えない	高等教育修学支援新制度	家計が急変した学生へは <b>授業料・入学金の免除、減免に加え、給付・貸与型奨学金を支給する</b>	日本学生支援機構 ☎0570-666-301
	住居を失うおそれがある	住居確保給付金	家賃実費支給（長野県の上限： <b>31,800円/～41,300円/月</b> ） <b>支給期間：原則3か月（最長9か月まで延長可能）</b>	まいさぼ佐久 (佐久市・軽井沢町・御代田町) ☎78-2555
猶予 (延長)	地方税・国保税が払えない	支払い猶予	<b>自治体の判断で各種納税（市町民税・固定資産税・国民健康保険税など）の徴収期限を決定</b>	軽井沢町 ☎45-8514
	国民年金保険料が払えない	支払い猶予・免除	<b>支払い猶予・免除制度あり</b>	小諸年金事務所 ☎22-1080
	電気・ガス・電話料金が払えない	支払い猶予	<b>支払期限を1～4か月延長</b>	各事業者
	住宅ローンが払えない	支払い猶予	今後の利払い・返済スケジュールの変更について <b>相談が可能</b>	金融機関
その他	文化イベント等の発表機会を失った	アーティスト支援事業	<b>長野県ゆかりのアーティスト・団体に対し</b> 、テーマ型（上限50万円・10件程度）、自由型（上限20万円・20件程度）別に、 <b>創作発表活動を支援</b> 。	県文化政策課 ☎026-235-7281